

# 東京医科歯科大学医学部附属病院診療録等審査管理委員会規則

平成26年3月31日  
規則第17号

## (設置)

第1条 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院(以下「病院」という。)に、診療記録等審査管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、病院における診療記録等を適正に管理し、精度向上をはかることを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻(医学系)の臨床系又は病院所属の教員2名(内科系1名、外科系1名)
  - (2) 保険医療管理部長
  - (3) 薬剤部長
  - (4) 医療情報部長
  - (5) 看護部長
  - (6) 保険医療管理部副部長
  - (7) 臨床栄養部副部長(管理栄養士)
  - (8) 検査部臨床検査技師長
  - (9) 診療放射線技師長
  - (10) 医事課長
  - (11) その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項第1号及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。

## (委員の任期等)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療記録の管理・処分に関すること。
- (2) 診療記録の記載方法を定めるとともに、評価を行うこと。
- (3) その他診療記録等に必要な事項に関すること。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、保険医療管理部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(診療録等の管理に関する責任者)

第9条 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の23第1項第5号に規定する責任者は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、医学部・医学部附属病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(その他)

第12条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院診療記録等管理委員会規則(平成20年規則第49号)は廃止する。

附 則(平成28年3月24日規則第65号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院診療録管理等小委員会内規(平成26年3月31日医学部附属病院長制定)は廃止する。

附 則(平成28年9月27日規則第136号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第94号)

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（平成30年10月24日規則第105号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年5月13日規則第61号）

この規則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。